



# 山形県公報

令和2年4月1日(水)

号 外 (12)

## 目 次

### 人事委員会関係

#### 規 則

- 山形県人事委員会規則4-5(公益的法人等への職員等の派遣等に関する規則)の一部を改正する規則…1
- 山形県人事委員会規則5-1(給与の支給に関する基準と手続)の一部を改正する規則……………同

#### 訓 令

- 人事委員会の専決事務及び事務代決規程の一部を改正する訓令……………5

#### 告 示

- 昭和37年7月県人事委員会告示第3号(各任命権者、警察本部長及び人事委員会事務局長に対する選考の実施並びに名簿に関する権限の委任)の一部改正……………6
- 平成13年5月県人事委員会告示第5号(口頭により開示請求を行うことができる個人情報)の一部改正…同

## 人事委員会関係

### 規 則

山形県人事委員会規則4-5(公益的法人等への職員等の派遣等に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年4月1日

山形県人事委員会  
委員長 安孫子 俊彦

第2条中第11号を第13号とし、同号の前に次の1号を加える。

(12) 地方税共同機構

第2条中第10号を第11号とし、第2号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 一般社団法人ふるさと山形移住・定住推進センター

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則5-1(給与の支給に関する基準と手続)の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年4月1日

山形県人事委員会  
委員長 安孫子 俊彦

山形県人事委員会規則5-1(給与の支給に関する基準と手続)の一部を次のように改正する。

「水産試験場		「博物館	
第4条中 内水面水産試験場	を	農業総合研究センター	に改める。
農業総合研究センター」		水産研究所	
		内水面水産研究所	」

第8条第3項第11号中「企画振興部企画調整課長」を「みらい企画創造部企画調整課長」に、「子育て推進部子育て支援課長」を「子育て若者応援部子育て支援課長」に、「商工労働部産業政策課長」を「産業労働部商工産業政策課長」に、「教育庁の総務課長」を「教育政策課長」に改め、同項第38号中「場長」を「場長、農業総合研究

センターの研究所の所長、水産研究所長、内水面水産研究所長」に改める。

第75条第1号イ中「（条例第26条の規定に該当する職員を除く。）」を削る。

第79条第1項中「もの」を「もの及び地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げるもの」に、「知事等」を「知事等及び地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げるもの」に改める。

別表第3の短大卒の項第1号イ中「卒業」を「卒業又は専門職大学の修業年限3年の前期課程の修了」に改め、同項第2号イ中「卒業」を「卒業又は専門職大学の修業年限2年の前期課程の修了」に改める。

別表第10中

知事部局	本	庁	部	長	特1種
				調整監	

を

「

知事部局	本	庁	部	長	特1種
------	---	---	---	---	-----

」に、

「

				技術戦略監	
--	--	--	--	-------	--

」を

「

				文化スポーツ推進監	
				技術戦略監	

」に、

「

				家畜保健衛生課長	
--	--	--	--	----------	--

」を

「

				家畜保健衛生課長	
				水産振興課長	

」に、

「

庄内児童相談所	所	長	3	種	
---------	---	---	---	---	--

」を

「

庄内児童相談所	所	長	3	種	
		主幹	4	種	

」に、

「

やまなみ学園	園	長	3	種	
		主幹	4	種	
鳥海学園	園	長	3	種	

」を

「

やまなみ学園	園	長	3	種	
鳥海学園	園	長	3	種	
		主幹	4	種	

」に、

「

	室	長			
	主	幹			

」を

「

	室	長			
--	---	---	--	--	--

」に、

水産試験場	場 長	3 種
内水面水産試験場	場 長	4 種
農業総合研究センター	所 長	1 種
	副 所 長 場長（園芸試験場及び畜産試験場の各場長に限る。）	3 種
	場 長 副場長（人事委員会の定める職を除く。） 部長（人事委員会の定める職を除く。） 主 幹	4 種

を

博 物 館	館 長	1 種
	副 館 長	4 種 （人事委員会と協議して定めるものにあつては3種）
農業総合研究センター	所長（研究所の所長を除く。）	1 種
	副所長（研究所の副所長を除く。） 所長（園芸農業研究所及び畜産研究所の各所長に限る。）	3 種
	所長（支給区分1種及び3種のものを除く。） 副所長（支給区分3種のもの及び人事委員会の定める職を除く。） 部長（人事委員会の定める職を除く。） 主 幹	4 種
水産研究所	所 長	3 種
内水面水産研究所	所 長	4 種

に、

	副 所 長	4 種 (人事 委員会 と協議 して定 めるも のにあ つては 3種)
博 物 館	館 長	1 種
	副 館 長	4 種 (人事 委員会 と協議 して定 めるも のにあ つては 3種)

を

	副 所 長	4 種 (人事 委員会 と協議 して定 めるも のにあ つては 3種)
--	-------	-------------------------------------------------------------

に改める。

別表第14イの項の表中

尾花沢警察署 常盤駐在所		
同 玉野駐在所		

を

尾花沢警察署 玉野駐在所

に改める。

別表第15イの項の表中

同 玉野中学校		
金山町立明安小学校		
同 有屋小学校		
最上町立赤倉小学校		

を

金山町立明安小学校

同 有屋小学校

に、

尾花沢市立鶴子小学校	2 級
小国町立叶水小学校	

を

小国町立叶水小学校	2 級
-----------	-----

に改める。

別記様式第1号中

届出の理由<該当する□にレ印を付すこと>

1 新たに職員となった

2 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある

3 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある（子、孫及び弟妹で満22歳の年度末を超えた者を除く）

を

届出の理由<該当する□にレ印を付すこと>

1 新たに職員となった（行政9級職員等にあつては、扶養親族たる子がある場合に限る）

2 行政9級職員等から行政9級職員等以外の職員となった（子以外の扶養親族がある場合に限る）

3 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある（行政9級職員等にあつては、子に限る）

4 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある（子、孫及び弟妹で満22歳の年度末を超えた者を除き、行政9級職員等にあつては、子に限る）

に、「2又は3」を「3又は4」

に改める。

**附 則**

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
（扶養親族届に関する経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の別記様式第1号による扶養親族届は、改正後の別記様式第1号による扶養親族届とみなす。
- 3 扶養親族届の様式については、令和2年4月30日までの間、改正後の別記様式第1号にかかわらず、なお従前の例によることができる。

**訓 令**

**山形県人事委員会訓令第3号**

事 務 局

人事委員会の専決事務及び事務代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年4月1日

山形県人事委員会  
委員長 安 孫 子 俊 彦

**人事委員会の専決事務及び事務代決規程の一部を改正する訓令**

人事委員会の専決事務及び事務代決規程（昭和41年4月県人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表事務局長専決事項の欄第20項を次のように改める。

20 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の任免に関すること。

別表事務局長専決事項の欄第32項中「第17条第5項」を「第17条の2第3項」に改める。

別表課長専決事項の欄第15項を削り、第16項を第15項とし、第17項から第24項までを1項ずつ繰り上げる。

**附 則**

この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

山形県人事委員会告示第2号

昭和37年7月県人事委員会告示第3号（各任命権者、警察本部長及び人事委員会事務局長に対する選考の実施並びに名簿に関する権限の委任）の一部を次のように改正する。

令和2年4月1日

山形県人事委員会  
委員長 安孫子 俊彦

第2項口中「第33条第2項から第35条まで」を「第34条、第35条」に、「任用候補者名簿」を「採用候補者名簿」に改める。

山形県人事委員会告示第3号

平成13年5月県人事委員会告示第5号（口頭により開示請求を行うことができる個人情報）の一部を次のように改正する。

令和2年4月1日

山形県人事委員会  
委員長 安孫子 俊彦

山形県市町村立 学校栄養職員採 用試験	第1次試験の不合格者に係 る総合得点、総合順位及び 試験種目別得点	合格発表の日から 1月間	を
	第2次試験の受験者に係る 第2次試験の総合得点及び 総合順位並びに第1次試験 の総合得点、総合順位及び 試験種目別得点		
山形県市町村立 学校事務職員採 用試験	第1次試験の不合格者に係 る総合得点、総合順位及び 試験種目別得点		
	第2次試験の受験者に係る 第2次試験の総合得点及び 総合順位並びに第1次試験 の総合得点、総合順位及び 試験種目別得点		

山形県市町村立 学校事務職員採 用試験	第1次試験の不合格者に係 る総合得点、総合順位及び 試験種目別得点	合格発表の日から 1月間	に改める。
	第2次試験の受験者に係る 第2次試験の総合得点及び 総合順位並びに第1次試験 の総合得点、総合順位及び 試験種目別得点		